

集団的自衛権と安全保障法制①

第二九代航空幕僚長 田母神 俊雄 氏

はじめに

「ボーダー」という言葉には様々な意味があるが、その意味するもののひとつが国境である。そして、その国境を守る安全保障について、我が国は今、一大転換期を迎えている。

二〇一四年七月一日付の国家安全保障会議決定・閣議決定で、第二次安倍内閣は集団的自衛権¹の行使を限定的に容認することを閣議決定した。集団的自衛権については、我が国も国際法上保有しているが、憲法九条の制約により行使することはできないというのが、従来の政府見解であったが、それが変更されたのである。

また、集団的自衛権の行使を限定的に容認する閣議決定を踏まえ、政府は二〇一五年五月一日、平和安全法制関連二法案²を閣議決定し、同一五日に国会に提出した。この他、自衛隊の治安出動³、海上警備行動⁴の発令手続きの迅速化も図られている。

背景には、中国の軍事的な海洋進出など、近年のひっ迫する安全保障環境がある。そうした周辺環境に鑑み、こうした抜本的な安全保障関連の改革が必要とする意見がある一方、憲法改正を経

ず閣議決定で集団的自衛権の行使を容認することや、自衛隊の行動範囲が大きく拡大することなどへの反発もあり、賛否両論の激しい議論が行われている。

そこで今回、弊誌においても、集団的自衛権の行使容認や現在進められている安全保障法制の整備について、識者のご意見を紹介し、読者の皆様がこのテーマについて考える一助を提供することとした。まずは、元航空幕僚長の田母神俊雄氏のご意見を紹介する。

田母神俊雄氏は、防衛大学校を卒業後、第六航空団司令、航空総隊司令官などを歴任したのち、航空幕僚長に就任した。航空自衛隊幹部としての勤務の経験から、主に集団的自衛権が認められていなかったことや、法制度上の制約から過去にどのような問題が生じていたのかについてお話を伺った。

集団的自衛権について

集団的自衛権について、どのように思われますか。

まずそもそも、集団的自衛権を行使できないと言ってきたのは、国連加盟国で日本だけなんです。

そして、自衛隊が海外に出ない頃はそれでもよかったのかもしれませんが、自衛隊が海外に出て活動するようになって今、集団的自衛権の行使が認められないことは現場で大きな問題になっています。具体的には、集団的自衛権が認められないために、現場で何が起こるかというところ、例えばイラク、インド洋に自衛隊が派遣されたとき、自衛隊はよその国の軍、同盟軍とかといっしょに動くわけですが、そこで自衛隊は、「俺がやられたときは助けてくれ、だけどお前がやられたときはお前を助けられないから逃げるぞ」と言わなければならなくなってしまうわけです。これはそもそも、人の感覚として極めて非道徳的で、卑怯なことです。それをずっと自衛隊はやらされてきたわけです。そういった意味で、集団的自衛権の行使は可能であってほしいと思います。

集団的自衛権の行使が認められると、外国の戦争に際限なく協力させられるのではないかという懸念が指摘されていますが、その点についてはどう思われますか。

集団的自衛権は、制度上いつでも行使できる、しかし、実際にやるかやらないかについては民主的な判断が介在する、という状態が理想ではない

でしょうか。

例えば、アメリカでは軍の出動は大統領の一存のみでできますが、二か月後に議会が同意してくれないときは、軍を撤収させなければならないというルールになっています。仮に変な総理大臣が自衛隊を派遣して集団的自衛権を必要もないのに行使させようとしても、一定期間たつて国会が同意しなければ、撤退しなければならぬ、ということにしておけばいいのではないのでしょうか。

問題なのは、これは集団的自衛権に限らずですが、始めからありとあらゆる制約をつけてしまうと、日本は何ができて何ができないのかが予めわかってしまい、抑止力が機能しないということです。

戦前と違い、軍勢力とは戦争をやるためではなく、戦争をさせないためのものです。そして、「何をするかわからない」という状態が抑止力に繋がります。つまり、戦おうと思えばいつでも戦える状態があることが、抑止力になるんです。戦える体制にあるプロレスラーに、飛びかかっている人なんていませんよね。それが、両手両足を縛られたプロレスラーならどうでしょうか。それと一緒にです。

それから、集団的自衛権が認められることで、海外に自衛隊が派遣されやすくなるという議論も存在するようですが、派遣するかしないかは国益

を考えて日本政府が判断することです。派遣の判断の権利はあくまで日本政府にあり、集団的自衛権が認められるからといって、急に自衛隊が際限なく海外派遣されることにはなりません。また、集団的自衛権を認めていなかったこれまでも、自衛隊はすでに色々な所へ、PKOなどで派遣されています。派遣された場合に他国の軍と協力して行動できる形で自衛隊を派遣すべきだと思います。

新法制の整備について

制度上の制約という話が出ましたが、現在安全保障法制を大きく変更する議論が行われています。過去に航空自衛隊幹部として勤務する中で、その時の制度上の制約で悔しい思いをしたことはありますか。

▼武器使用について

昔沖縄本島上空を、ソ連の偵察機が横断したことがありました。その時日本は、初めて信号射撃を行ったんです。日本の領空だから出て行けと最初はボイスでいうんですが、その後パイロットに見えるように、曳光弾⁵を発射するんです。しかし、ここまでしても結局逃げて帰ってしまうんです。

す。

それから北朝鮮の不審船に関して、能登沖の時は攻撃できず、ここから出ていけという意味で周りに爆弾を落とすしかできませんでした。

これらはいずれも、よその国だったら撃ち落とされたり、沈められたりするようなことです。しかし、日本はよその国と同程度に武器を使えるようになっていないため、また根拠法令がない限り絶対動けないため、できる対応が限定されてしまっていたんです。中国軍の戦闘機の行動が問題になるなどしましたが、自衛隊の武器使用に関する制限を、当然中国などの他国は見透かしていると考えられます。

他に武器使用の話でいうと、警察比例の原則⁶というものがありますが、これを軍事レベルでやるのは非常に難しいという問題もあります。軍事の世界でそのようなことをいっていると、先に撃たれてしまいます。「先に武器を使つてはいけない」「正当防衛、緊急避難の時だけ武器を使つていい」と言われてしまうと、「危ない！」と思つたとき、「これって正当防衛だろうか？」と一瞬考えてしまいますよね。しかし、そのようなことを考えていたら、その間に撃たれてしまうのです。危ないと思ったら、いつ武器を使つてもいいと政府が保証してくれないと、勤務する自衛官の命が本当に危ないのです。自分が自衛隊幹部だった時、

部下の命を預かる者として、「自衛官の命って、そんなに軽いんですか？」と常に葛藤を抱えていました。

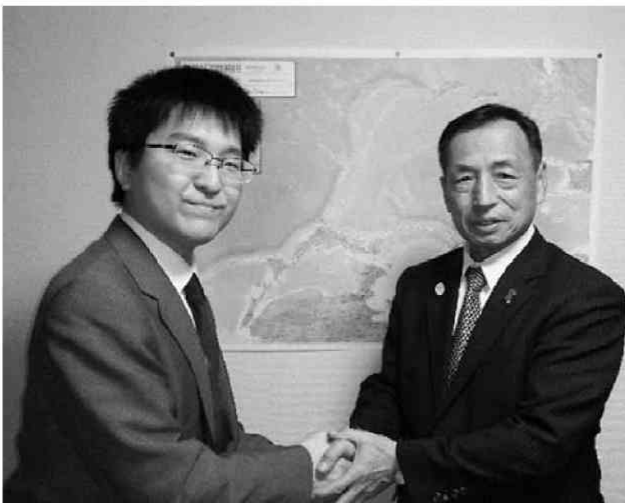
ちなみに、航空自衛隊のイラク派遣の時にも航空自衛隊は、正当防衛、緊急避難でしか武器を使えませんでした。そんな時、私は指揮官に対して「隊員を殺すなよ」と言っていました。「危ないと思ったら撃つていいぞ」と本当は言いたかった。しかし、自分がそういつてしまうと政治問題化してしまう。そうになると、現場はますます武器を使うことに萎縮してしまいます。そこで、暗にそういう意味を含ませて、「隊員を殺すな」と、あの時の自分が使えるギリギリの言葉を言っていたのです。

▼その他自衛隊の行動における制約について

武器使用以外にも、自衛隊の行動には様々な制約があり、それで非常に苦しみました。

昔とある島に、中国人が一〇人ほど不法に上陸したことがあります。それで、その島には警察官が一人しかいなくて、警察から自衛隊に協力要請があったんです。そこで、その島には自衛隊のレーダーサイトがあったのですが、自衛隊の指揮官がやむを得ず訓練名目で部隊を出したんです。これは訓練以外に、部隊を動かせる根拠がなかったからです。しかもこの時には、なんと当時の防

衛事務次官が激怒したんです。政治的に問題になったときに、自分に影響することを恐れていたみたいですね。この時は、当時の防衛庁長官が「そんなこと当たり前だろう、警察がひとりしかいないんだから、自衛隊が出るしかないだろう」と言ってくれ、それでその事務次官は矛をおさめてくれました。この時には、自衛隊がなかなか動けないことにももちろん悔しさを感じましたが、それと同時に、自衛隊の運用の判断が、国民のことよりも、政治的に問題が起これないことを優先して判断されることに、非常に憤りを覚えました。「しもじき下甌島の人を守ることが本当の仕事じゃないの？」と。



田母神俊雄氏(向かって右)と筆者。
背景の地図の向きに注目。

あと政治的な問題との関連でいうと、昔イラン・イラク戦争というものがあり、その中で多くの日本人がイランに残されるということがありました。このときJALやANAは救出のための飛行機を出さず、自衛隊が行動するかしないかというところで国会の議論が沸騰したのですが、結局制度上の根拠がなく、それから自衛隊が海外に行くことへの反発も当時の野党からあり、自衛隊は救出に行くことができませんでした。この時には最終的にトルコが助けてくれた⁷から良かったのですが、自衛隊を派遣することなしに、ではどうやって助けるんですか？どうするんですか？っていうことを、当時の政治家の皆さんには考えてほしかったですね。

▼組織が抱える問題について

あと、防衛省という組織が抱える問題も感じていました。

昔自衛隊のF2という戦闘機が、メーカーでの試験飛行中に墜落炎上するという事故がありました。その時、状況を自分が大臣に直接説明できれば、当然私は大抵のことには答えられますから、すぐ済むわけです。ところが、当時防衛省設置法では内部部局を通して大臣に報告することになっていたため、私が大臣に直接報告することが出来ませんでした。空幕の担当者が内部部局の空自担

当に説明↓その担当が課長に説明、局長に説明、事務次官に説明↓そして大臣へ、という順番で報告していく必要があったんです。それで、時間がものすごくかかった。しかも、内部部局の担当者、戦闘機の技術的なことに自衛官ほど詳しくありませんから、細かいことを聞かれたら当然わからないのです。それで、聞かれたときに備えて、空幕に事前に掘り葉掘り聞いてくる。結局、大臣への報告には一週間もかかりました。この時には、これでいざ危機が起こったときに、本当に防衛省という組織は対処できるのかという危機感を感じました。

メッセージ

最後に、公共政策大学院の学生に、メッセージをお願いします。

まず、皆さんはこれから、色々なところのリーダーになるのだと思いますが、その際に、現場のことをわかるリーダーになって欲しいと思います。どんな組織でも現場が動いて初めて目的を達成できます。上にいる人が、現場が大切だとわかっていて良いのですが、現場のことがわからない人が上についていることが、往々にしてあるように思います。ですが本来は、「自分達は現場が動

けるように頑張るのだ」「自分達はあくまでも支援なんだ」という意識を持って、現場が動きやすいように頑張ることがリーダーには必要なのです。それができて初めて、組織は目的を達成できるわけですから。戦前は、学部に関係なく大学ではリーダーシップ論が扱われていて、リーダーとしての心構え、リーダーの任務とは何か？といったことを大学生は必ず学んでいました。ですが、今はそういう機会がなく、リーダーとして大切なことは何かということ、わからないまま組織のリーダーになっている人がいるように感じます。

あと、人間って、「自分がやることが誰かの役に立ってる」と思える時に、心底満足を得られるものです。人のため、世のために何か貢献をしようという気持ち、特に若い人には持つてほしいと思います。

もちろん人間ですから、自分が得たいという気持ちは確かに誰でも持っています。しかし、自分のことは四九パーセントまでにして、五一パーセント以上は国家国民のことを考えて欲しいなと思います。これは「タモちゃん」の四九対五一の法則」と私が呼んでいるものですが、ぜひ心のどこかにとどめておいて下さい。

まとめ

以上、最初に田母神俊雄氏からのお話を皆様にご紹介した。

田母神氏のお話からは、集団的自衛権が認められないことで、過去にどういった問題が現場レベルで起こっていたのか、また、過去の自衛隊法など、これまでの安全保障関連の法制度の下で起こる制約から、どのような弊害が生じていたのかという点が見えてきた。

しかし、現在進められている安全保障法制の整備については、例えばその進め方が立憲主義の精神に照らしてふさわしいのか、あるいは、その内容が本当に日本の自衛のために必要なのかといった批判が存在する。次の記事では、そうした立場からの識者のご意見を紹介する。

(取材…三月二三日・文責…福島雅博)

脚注

1「集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利」のこと。
内閣官房ホームページ内「『国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の

整備について』の一問一答」

(<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/>

[anzenhoshousei.html](http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/anzenhoshousei.html)) 参照。

(二〇一五年六月三〇日最終閲覧)

² 平和安全法制整備法、および国際平和支援法の
「<http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2014/pc/2014/html/h3117000.html>」参照。

内閣官房ホームページ内「平和安全法制等の整備について」

(http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/housei_seibi.html) 参照。

(二〇一五年七月一日最終閲覧)

なお、平和安全法制整備法とは、自衛隊法などの従来から存在する安全保障関連の法律の一部改正をまとめたもので、国際平和支援法は、新規の制定が議論されているものである。

³ 一般の警察力をもっては治安を維持できないと認められる場合に、自衛隊が出動すること。自

衛隊法に規定がある。内閣総理大臣の命令に基づき場合と、都道府県知事の要請に基づく場合とがある。近年では、テロ対策も視野に入れられている。平成二六年版「防衛白書」

(<http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2014/pc/2014/html/h3117000.html>) 参照。

(二〇一五年七月一日最終閲覧)

⁴ 海上での人命、財産の保護、治安維持のために自衛隊に認められる行動。防衛大臣が内閣総理大臣の承認を得た上で命令する。自衛隊法に規定がある。

⁵ 発射した際、光を発しながら飛ぶ弾丸のこと。

⁶ 「自己や他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要な場合に、事態に応じ合理的に必要と判断される限度」でのみ武器を使用できるという原則。例えば自衛隊が治安出動、海上警備行動などにおいて武器を使用する

場合には、警察官職務執行法第七条が準用されるため、この原則が適用される。この場合、手に危害を加えるような武器使用は、正当防衛、緊急避難に該当する場合などに限定される。平成一四年版「防衛白書」

(http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2002/column/frame/ak143003.htm) 参照。

(二〇一五年七月二日最終閲覧)

⁷ 当時のトルコ首相であったオザル氏は、日本側からの複数ルートへの要請を受け、取り残された日本人を救助するために、救援機を出すことを決断した。その背景には、一八九〇年に、和歌山県でトルコ軍艦エルトゥールル号が座礁した際、多くの日本人が救助にあたったエルトゥールル号事件があった。



田母神 俊雄
たもがみ・としお

一九四八年、福島県生まれ。防衛大学校を卒業後、航空自衛隊に入隊。南西航空混成団司令部幕僚長、統合幕僚学校長、航空総隊司令官などを歴任した後、第二九代航空幕僚長に就任。その後、政府見解と異なる内容の論文を発表したとして航空幕僚長の職を解かれ、自衛隊を定年退職。自衛隊を退いた後は、講演、執筆活動などに取り組み、二〇一四年の東京都知事選挙では約六一万票を獲得した。現在、次世代の党副代表などを務める。